

(公印・契印省略)

諮問第 1259 号
令和 6 年 11 月 25 日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 相田 仁 殿

総務大臣 村上 誠一郎

諮 問 書

赤帽福井県軽自動車運送協同組合（代表理事 山本 増広）から、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 33 条第 1 項の規定に基づき信書便約款の変更の認可の申請があった。申請の概要は別紙 1 のとおりである。

当該申請について審査した結果は、別紙 2 のとおりであり、同条第 2 項に掲げる基準に適合していると認められる。

よって、同条第 1 項の規定に基づく認可をすることとしたい。

上記について、同法第 38 条第 2 号の規定に基づき諮問する。

信書便約款の変更の認可申請の概要

赤帽福井県軽自動車運送協同組合から、信書便約款の変更の認可申請があった。

(注) 網掛部分が今回変更するもの

申請者		赤帽福井県軽自動車運送協同組合 (平成 16 年 6 月 26 日許可・ 1 号、2 号役務)
1	役務の名称及び内容	1 号役務の長さ、幅及び厚さの合計の下限 (「九十センチメートル」から 「七十三センチメートル」) の変更
2	引受けの条件	提供区域、料金等の掲示方法について、 標準信書便約款の記載に合わせ、 ウェブサイトへの掲載の追加
	(1) 信書便物として差し出すことができない物として差出禁制品	—
	(2) 大きさ及び重量の制限	1 号役務の長さ、幅及び厚さの合計の下限 (「九十センチメートル」から 「七十三センチメートル」) の変更
	(3) 送達に適するよう包装し、不適当な場合には、申請者が差出人に必要な包装を要求又は差出人の負担により包装	—
	(4) 宛名は、送り状を外装に張付け又は信書便物の表面に記載	—
引受けの場所	(5) 営業所等	—
	差出人指定の場所	—
	あらかじめ差出人との間で定めた場所	—
	(6) 引受時の申告・開示請求及びその拒絶時の引受拒絶、取扱中の開示請求及び開披	—
3	配達の条件 (誤配達の通知受理時に速やかに当該信書便物を引き取り、受取人たるべき者に配達等)	—
4	転送及び還付の条件	
	(1) 転送は届出から一年以内に限り速やかに転送 (転送範囲は提供区域内) 等	—
	(2) 還付する場合として、①配達ができない場合で、差出人から還付の指図を受けた場合、②約款の規定に違反して差し出された信書便物である場合、③送達中に差出人から還付の指図を受けた場合又は事故の際の措置として行う場合等	—
5	送達日数	
	【1 号・3 号役務】 ① 配達予定日の記載がある場合：当該配達予定日	—

② 配達予定日の記載がない場合：最初の170kmは2日、以後170kmごとに＋1日（離島等の場合は相当の日数を経過した日）		
【2号役務】 差出時から3時間以内		—
6	料金の収受及び払戻しの方法	標準信書便約款の記載に合わせた延滞料の規定の追加
(1) 収受の方法	引受時	—
	配達時（受取人払）	—
	後払	—
	前金払又は概算払	—
	クレジットカード払い	—
(2)	払戻しの方法 差出人への持参等	—
7	送達責任の始期及び終期	
(1) 始期	差し出されたとき	—
(2) 終期	受取人への引渡（同居人、管理者等を含む）	—
	郵便受箱等への投函	—
	メール室への配達	—
8	損害賠償の条件	
(1)	引受けから配達までの間に生じた信書便物の滅失等について損害賠償責任を負担（ただし自己／使用者の無過失を証明した場合はこの限りでない）	商法の改正（平成30年改正）に合わせた規定内容の変更
(2)	天災等による損害、差し出すことができない物に発生した損害等一定の場合には免責	—
(3)	責任限度額を上限として損傷の程度等に応じた額を支払い。ただし、故意／重過失により生じた場合には一切の損害を賠償	—
(4)	損害に関する責任は、受取後1年以内に裁判上の請求をしなければ消滅し、この期間は損害発生後に限り合意により延長可能（損傷については、受取後14日以内に通知が必要）	商法の改正（平成30年改正）に合わせた規定内容の変更

信書便約款の変更の認可申請の審査結果の概要

赤帽福井県軽自動車運送協同組合からの信書便約款の変更の認可申請について審査した結果の概要は以下のとおりであり、法第 33 条第 2 項各号に掲げる基準に適合していると認められる。

- 1 信書便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項、信書便の役務に関する料金の収受に関する事項その他特定信書便事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（法第 33 条第 2 項第 1 号）

条件等	審査概要	適否
役務の名称 及び内容	役務の内容について、「長さ、幅及び厚さの合計が九十センチメートルを超え、又は重量が四キログラムを超える信書便物を送達する役務」を「長さ、幅及び厚さの合計が七十三センチメートルを超え、又は重量が四キログラムを超える信書便物を送達する役務」に変更するものであり、役務の内容が適正かつ明確に定められている。	適
引受け	大きさ及び重量の制限について、上記のとおり変更するものであり、また、提供区域、料金等の掲示方法について、標準信書便約款の記載に合わせ、店頭掲示又はウェブサイトへの掲載を追加するものであり、適正かつ明確に定められている。	適
配達	従前と同様であり変更はない。	—
転送・還付	従前と同様であり変更はない。	—
送達日数	従前と同様であり変更はない。	—
料金の収 受・払戻し	標準信書便約款の記載に合わせ、延滞料の規定が明確に規定されており、かつ、消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 9 条に抵触しないものであると認められる。	適
送達責任	従前と同様であり変更はない。	—
損害賠償	商法改正に合わせて改正した標準信書便約款の記載に合わせ、損害賠償の条件が明確に規定されており、かつ、消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 8 条及び第 9 条に抵触しないものであると認められる。	適
その他	従前と同様であり変更はない。	—

2 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(法第 33 条第 2 項第 2 号)

条件等	審査概要	適否
差別的 取扱い	特定の者に対し不当な差別的取扱いをする規定はないことから、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないと認められる。	適

赤帽福井県軽自動車運送協同組合信書便約款の一部変更
新旧対照表

下線部が変更部分

変 更 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条—第三条） 第二章 信書便物の引受け（第四条—第<u>十六</u>条） 第三章 信書便物の配達（第<u>十七</u>条—第<u>二十四</u>条） 第四章 指図（第<u>二十五</u>条・第<u>二十六</u>条） 第五章 事故（第<u>二十七</u>条—第<u>二十九</u>条） 第六章 責任（第<u>三十</u>条—第<u>三十九</u>条） 第一条 （略） （役務の名称及び内容） 第二条 （略） 一 赤帽信書便A 長さ、幅及び厚さの合計が<u>七十三センチメートル</u>を超え、又は重量が四キログラムを超える信書便物を送達する役務で、次のいずれかに該当するもの ア・イ （略） 二 （略） 2 当組合が提供する特定信書便役務の提供区域は、当組合の営業所の店頭に掲示し、<u>又は当組合のウェブサイトに掲載します。</u>	目次 第一章 総則（第一条—第三条） 第二章 信書便物の引受け（第四条—第<u>十四</u>条） 第三章 信書便物の配達（第<u>十五</u>条—第<u>二十二</u>条） 第四章 指図（第<u>二十三</u>条・第<u>二十四</u>条） 第五章 事故（第<u>二十五</u>条—第<u>二十七</u>条） 第六章 責任（第<u>二十八</u>条—第<u>三十七</u>条） 第一条 （略） （役務の名称及び内容） 第二条 （略） 一 赤帽信書便A 長さ、幅及び厚さの合計が<u>九十センチメートル</u>を超え、又は重量が四キログラムを超える信書便物を送達する役務で、次のいずれかに該当するもの ア・イ （略） 二 （略） 2 当組合が提供する特定信書便役務の提供区域は、当組合の営業所の店頭に掲示します。

変 更 案	現 行
第三条 （略） （受付時間） 第四条 当組合は、受付日時を定め、営業所の店頭に掲示し、<u>又は当組合のウェブサイトに掲載します。</u> 2 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ営業所の店頭に掲示し、<u>又は当組合のウェブサイトに掲示します。</u> 第五条 （略） （信書便物として差し出すことができない<u>もの</u>） 第六条 次に掲げる<u>もの</u>は、これを信書便物として差し出すことができません。 一 爆発性、発火性その他の危険性のある物で民間事業者による信書の送達に関する法律第四十八条第一項第一号の爆発性、発火性その他の危険性のある物（平成十五年総務省告示第二百三号）に定めるもの 二～四 （略） （信書便物の大きさ及び重量の制限） 第七条 （略） 一 赤帽信書便A 長さ、幅及び厚さの合計が<u>七十三センチメートル</u>を超え、又は重量が四キログラムを超え、かつ、長さ、幅及び厚さの合計	第三条 （略） （受付時間） 第四条 当組合は、受付日時を定め、営業所の店頭に掲示します。 2 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ営業所の店頭に掲示します。 第五条 （略） （信書便物として差し出すことができない<u>物</u>） 第六条 次の各号に掲げる<u>物</u>は、これを信書便物として差し出すことができません。 一 爆発性、発火性その他の危険性のある物で総務大臣の指定するもの 二～四 （略） （信書便物の大きさ及び重量の制限） 第七条 （略） 一 赤帽信書便A 長さ、幅及び厚さの合計が<u>九十センチメートル</u>を超え、又は重量が四キログラムを超え、かつ、長さ、幅及び厚さの合計

変 更 案	現 行
計が百七十センチメートル以内、又は重量が三十キログラム以内とします。 二 (略) (信書便物の内容確認) 第八条 (略) 2～5 (略) 6 第二項又は第三項の規定により差出人又は受取人が開示した場合において、引受制限物を内容としているときは、<u>当該開示</u>に要した費用は差出人の負担とします。 (信書便物の包装) 第九条 (略) 2 (略) 3 第六条第二号又は第三号に定める物のうち、<u>信書便物として例外的に差し出すことができるもの</u>を差し出す場合は、信書便物の表面の見やすい所に「危険物」の文字を朱記するとともに、差出人の資格等を記載していただきます。 第十条～第十二条 (略) (料金の収受) 第十三条 (略)	が百七十センチメートル以内、又は重量が三十キログラム以内とします。 二 (略) (信書便物の内容確認) 第八条 (略) 2～5 (略) 6 第二項又は第三項の規定により差出人又は受取人が開示した場合において、引受制限物を内容としているときは、<u>点検</u>に要した費用は差出人の負担とします。 (信書便物の包装) 第九条 (略) 2 (略) 3 第六条第二号又は第三号に定めるものを差し出す場合は、信書便物の表面の見やすい所に「危険物」の文字を朱記するとともに、差出人の資格を記載していただきます。 第十条～第十二条 (略) (料金の収受) 第十三条 (略)

変 更 案	現 行
2 (略) 3 料金及びその適用方法は、当組合の営業所の店頭に掲示し、<u>又は当組合のウェブサイトに掲載します。</u> <u>(延滞料)</u> <u>第十四条 当組合は、信書便物を引き渡したとき又は役務の提供後に、当組合が別に定めるときまでに、差出人又は受取人が料金を支払わなかったときは、信書便物を引き渡した日又は当社が別に定める支払期日の翌日から起算して料金の支払を受けた日までの期間に対し、年利十四・五パーセントの割合で、延滞料の支払を請求することがあります。</u> <u>(業務の委託)</u> <u>第十五条 当組合は、差出人の利益を害しない限り、引き受けた信書便物を他の者（一般信書便事業者又は特定信書便事業者を除く。）に委託して送達することがあります。</u> <u>(一般信書便事業者との協定等)</u> <u>第十六条 当組合は、差出人の利益を害しないかぎり、引き受けた信書便物を一般信書便事業者又は他の特定信書便事業者と協定又は契約（信書便の業務の一部委託に関するものを除く。）を締結して送達することがあります。</u> <u>第十七条 (略)</u>	2 (略) 3 料金及びその適用方法は、当組合の営業所の店頭に掲示します。 <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(他の一般信書便事業者との協定等)</u> <u>第十四条 当組合は、差出人の利益を害しないかぎり、引き受けた信書便物を他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者と協定又は契約を締結して送達することがあります。</u> <u>第十五条 (略)</u>

変 更 案	現 行
第<u>十八</u>条 （略） 第<u>十九</u>条 （略） 第<u>二十</u>条 （略） （転送） 第<u>二十一</u>条 当組合は、信書便物の受取人がその住所又は居所を当組合が営業所の店頭に掲示し、又は当組合のウェブサイトに掲載する提供区域内で変更した場合において、変更後の住所又は居所を当組合に届け出ているときは、その届出の日から一年以内に限り、その届出のあった住所又は居所に速やかに転送します。ただし、表面に「転送不要」の文字その他転送を要しない旨を記載した信書便物については、この限りではありません。 （配達ができない場合の措置） 第<u>二十二</u>条 当組合は、受取人を確知することができないとき、又は受取人が信書便物の受取りを<u>拒んだとき</u>、若しくはその他の理由によりこれを受け取ることができないときは、遅滞なく差出人に対し、相当の期間を定め信書便物の処分につき指図を求めます。 2・3 （略）	第<u>十六</u>条 （略） 第<u>十七</u>条 （略） 第<u>十八</u>条 （略） （転送） 第<u>十九</u>条 当組合は、信書便物の受取人がその住所又は居所を当組合が営業所の店頭に掲示する提供区域内で変更した場合において、変更後の住所又は居所を当組合に届け出ているときは、その届出の日から一年以内に限り、その届出のあった住所又は居所に速やかに転送します。ただし、表面に「転送不要」の文字その他転送を要しない旨を記載した信書便物については、この限りではありません。 （配達ができない場合の措置） 第<u>二十</u>条 当組合は、受取人を確知することができないとき、又は受取人が信書便物の受取りを<u>怠り若しくは拒んだとき</u>、若しくはその他の理由によりこれを受け取ることができないときは、遅滞なく差出人に対し、相当の期間を定め信書便物の処分につき指図を求めます。 2・3 （略）

変 更 案	現 行
第<u>二十三</u>条 （略） （還付できない信書便物の取扱い） 第<u>二十四</u>条 （略） 2・3 （略） 4 当組合は、第二項の規定により保管した信書便物で有価物でないもの にあつてはその保管を開始した日から三月以内にその交付の請求がない ときは、当該信書便物に記された内容を判読することができないように 裁断その他の措置を講じた上でこれを棄却し、有価物で滅失若しくは<u>損 傷</u>のおそれがあるもの又はその保管に過分の費用を要するものにあつて はこれを売却することができます。この場合において、当組合は、売却 費用を控除した売却代金の残額を保管します。 5 （略） （指図） 第<u>二十五</u>条 （略） 2 前項の<u>指図に係る</u>差出人の権利は、受取人に信書便物を配達したとき <u>は、行使することができません。</u> 3 （略） 第<u>二十六</u>条 （略） （事故の際の措置）	第<u>二十一</u>条 （略） （還付できない信書便物の取扱い） 第<u>二十二</u>条 （略） 2・3 （略） 4 当組合は、第二項の規定により保管した信書便物で有価物でないもの にあつては、<u>その</u>保管を開始した日から三月以内にその交付の請求がない ときは、当該信書便物に記された内容を判読することができないよう に裁断その他の措置を講じた上でこれを棄却し、有価物で滅失若しくは <u>き損</u>のおそれがあるもの又はその保管に過分の費用を要するものにあつ ては、<u>これを</u>売却することができます。この場合において、当組合は、 売却費用を控除した売却代金の残額を保管します。 5 （略） （指図） 第<u>二十三</u>条 （略） 2 前項に<u>規定する</u>差出人の権利は、受取人に信書便物を配達したときに <u>消滅します。</u> 3 （略） 第<u>二十四</u>条 （略） （事故の際の措置）

変 更 案	現 行
第二十七条 （略） 2 当組合は、信書便物に著しい<u>損傷</u>を発見したとき、又は信書便物の配達が<u>第十七条</u>に規定する配達を行う日時より著しく遅延すると判断したときは、遅滞なく差出人に対し、相当の期間を定め信書便物の処分につき指図を求めます。 3～6 （略） 7 第二項に規定する指図の請求及び指図に従って行った処分又は第三項の規定による処分に要した費用は、信書便物の<u>損傷</u>又は遅延が差出人の責任による<u>とき</u>又は信書便物の性質若しくは欠陥によるときは差出人の負担とし、その他のときは当組合の負担とします。 第二十八条 （略） （事故証明書の発行） 第二十九条 当組合は、信書便物の滅失に関し証明の請求があったときは、<u>第十七条</u>に規定する配達を行う日時の属する日から一年以内に関り、事故証明書を発行します。 2 当組合は、信書便物の<u>損傷</u>又は遅延に関し証明の請求があったときは、信書便物を配達した日から十四日以内に限り、事故証明書を発行します。 （責任の始期） 第三十条 信書便物の滅失又は<u>損傷</u>についての当組合の責任は、信書便物	第二十五条 （略） 2 当組合は、信書便物に著しい<u>き損</u>を発見したとき、又は信書便物の配達が<u>第十五条</u>に規定する配達を行う日時より著しく遅延すると判断したときは、遅滞なく差出人に対し、相当の期間を定め信書便物の処分につき指図を求めます。 3～6 （略） 7 第二項に規定する指図の請求及び指図に従って行った処分又は第三項の規定による処分に要した費用は、信書便物の<u>き損</u>又は遅延が差出人の責任による<u>事由</u>又は信書便物の性質若しくは欠陥によるときは差出人の負担とし、その他のときは当組合の負担とします。 第二十六条 （略） （事故証明書の発行） 第二十七条 当組合は、信書便物の滅失に関し証明の請求があったときは、<u>第十五条</u>に規定する配達を行う日時の属する日から一年以内に関り、事故証明書を発行します。 2 当組合は、信書便物の<u>き損</u>又は遅延に関し証明の請求があったときは、信書便物を配達した日から十四日以内に限り、事故証明書を発行します。 （責任の始期） 第二十八条 信書便物の滅失又は<u>き損</u>についての当組合の責任は、信書便物

変 更 案	現 行
を差出人から引き受けた時に始まります。 (責任と挙証) 第三十一条 当組合は、<u>信書便物の引受けから配達までの間にその信書便物が滅失若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は信書便物が遅延したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当組合が、自己又は使用人その他送達のために使用した者がその信書便物の引受け、運送、保管及び配達について注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。</u> (免責) 第三十二条 当組合は、次の事由による信書便物の滅失、<u>損傷</u>又は遅延による損害については、損害賠償の責任を負いません。 一・二 (略) 三 <u>同盟罷業又は同盟怠業</u>、社会的騒擾その他の事変又は強盗 四～八 (略) (引受制限信書便物等に関する特則) 第三十三条 第六条により信書便物として差し出すことができない<u>もの</u>又は第十一条第五号に該当する信書便物については、当組合は、その滅失、<u>損傷</u>又は遅延について<u>損害賠償の責任</u>を負いません。 2 第十一条第六号に該当する信書便物については、当組合がその旨を知らずに送達を引き受けた場合は、当組合は、信書便物の滅失、<u>損傷</u>又は	物を差出人から引き受けた時に始まります。 (責任と挙証) 第二十九条 当組合は、<u>自己又は使用人その他送達のために使用した者が、信書便物の引受け、配達、保管及び送達に関し注意を怠らなかったことを証明しない限り、信書便物の滅失、き損又は遅延について、損害賠償の責任を負います。</u> (免責) 第三十条 当組合は、次の事由による信書便物の滅失、<u>き損</u>又は遅延による損害については、損害賠償の責任を負いません。 一・二 (略) 三 <u>同盟罷業若しくは同盟怠業</u>、社会的騒擾その他の事変又は強盗 四～八 (略) (引受制限信書便物等に関する特則) 第三十一条 第六条により信書便物として差し出すことができない<u>物</u>又は第十一条第五号に該当する信書便物については、当組合は、その滅失、<u>き損</u>又は遅延について<u>責任</u>を負いません。 2 第十一条第六号に該当する信書便物については、当組合がその旨を知らずに送達を引き受けた場合は、当組合は、信書便物の滅失、<u>き損</u>又は

変 更 案	現 行
遅延について責任を負いません。 3 壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等送達上の特段の注意を要する信書便物については、差出人がその旨を送り状に記載せず、かつ、当組合がその旨を知らなかった場合は、当組合は、送達上の特段の注意を払わなかったことにより生じた信書便物の滅失又は<u>損傷</u>について、損害賠償の責任を負いません。 (責任の特別消滅事由) 第<u>三十四</u>条 信書便物の<u>損傷</u>についての当組合の責任は、信書便物を配達した日から十四日以内に通知を発しない限り消滅します。 2 前項の規定は、当組合がその<u>損傷による損害</u>を知って信書便物を配達した場合には、適用しません。 (損害賠償の額) 第<u>三十五</u>条 (略) 2 当組合は、信書便物の<u>損傷</u>による損害については、信書便物の価格を基準として<u>損傷</u>の程度に応じ限度額の範囲内で賠償します。 3 当組合は、<u>差出人又は受取人に著しい損害が生ずることが明白であると認められる場合は</u>、前二項の規定にかかわらず、当組合は限度額の範囲内で損害を賠償します。 4 当組合は、信書便物の遅延による損害については、<u>次の各号の場合に応じ、当該各号に定めるとおりとします。</u> 一 第<u>十七</u>条第一項の場合 第<u>十九</u>条の不在連絡票による通知が信書便	遅延について責任を負いません。 3 壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等送達上の特段の注意を要する信書便物については、差出人がその旨を送り状に記載せず、かつ、当組合がその旨を知らなかった場合は、当組合は、送達上の特段の注意を払わなかったことにより生じた信書便物の滅失又は<u>き損</u>について、損害賠償の責任を負いません。 (責任の特別消滅事由) 第<u>三十二</u>条 信書便物の<u>き損</u>についての当組合の責任は、信書便物を配達した日から十四日以内に通知を発しない限り消滅します。 2 前項の規定は、当組合がその<u>損害</u>を知って信書便物を配達した場合には、適用しません。 (損害賠償の額) 第<u>三十三</u>条 (略) 2 当組合は、信書便物の<u>き損</u>による損害については、信書便物の価格を基準として<u>き損</u>の程度に応じ限度額の範囲内で賠償します。 3 <u>前二項の規定に基づき賠償することとした場合、差出人又は受取人に著しい損害が生ずることが明白であると認められるときは</u>、前二項の規定にかかわらず、当組合は限度額の範囲内で損害を賠償します。 4 当組合は、信書便物の遅延による損害については、<u>次のとおり賠償します。</u> 一 第<u>十五</u>条第一項の場合 第<u>十七</u>条の不在連絡票による通知が信書便

変 更 案	現 行
物の配達予定日の翌日までに行われたときを除き、信書便物の配達 が信書便物の配達予定日の翌日までに行われなかったことにより生じた 財産上の損害を料金の範囲内で賠償します。 二 <u>第十七条</u>第二項の場合 <u>第十九条</u>の不在連絡票による通知が信書便 物が差し出された時から三時間以内に行われたときを除き、信書便物 が差し出された時から三時間以内に行われなかったことにより生じた 財産上の損害を料金の範囲内で賠償します。 三 <u>第十七条</u>第三項の場合 <u>第十九条</u>の不在連絡票による通知が信書便 物の配達時間までに行われたときを除き、信書便物の配達配達時間 までに行われなかったことにより生じた財産上の損害を料金の範囲内 で賠償します。 5 信書便物の滅失又は<u>損傷</u>による損害及び遅延による損害が同時に生じ たときは、当組合は、第一項、第二項又は第三項の規定及び前項の規定 による損害賠償額の合計額を、限度額の範囲内で賠償します。 6 前五項の規定にかかわらず、当組合の故意又は重大な過失によって信 書便物の滅失、<u>損傷</u>又は遅延が生じたときは、当組合は、それより生じ た一切の損害を賠償します。 (料金の払戻し等) <u>第三十六条</u> 当組合は、天災その他やむを得ない事由又は当組合の責任に よる事由によって、信書便物に滅失、著しい<u>損傷</u>又は遅延（<u>第十七条</u>第 二項又は第三項の場合に限る。）が生じたときは、差出人に持参して支 払う方法その他の方法により料金を払い戻します。この場合において、	物の配達予定日の翌日までに行われたときを除き、信書便物の配達 が信書便物の配達予定日の翌日までに行われなかったことにより生じた 財産上の損害を料金の範囲内で賠償します。 二 <u>第十五条</u>第二項の場合 <u>第十七条</u>の不在連絡票による通知が信書便 物が差し出された時から三時間以内に行われたときを除き、信書便物 が差し出された時から三時間以内に行われなかったことにより生じた 財産上の損害を料金の範囲内で賠償します。 三 <u>第十五条</u>第三項の場合 <u>第十七条</u>の不在連絡票による通知が信書便 物の配達時間までに行われたときを除き、信書便物の配達配達時間 までに行われなかったことにより生じた財産上の損害を料金の範囲内 で賠償します。 5 信書便物の滅失又は<u>き損</u>による損害及び遅延による損害が同時に生じ たときは、当組合は、第一項、第二項又は第三項の規定及び前項の規定 による損害賠償額の合計額を、限度額の範囲内で賠償します。 6 前五項の規定にかかわらず、当組合の故意又は重大な過失によって信 書便物の滅失、<u>き損</u>又は遅延が生じたときは、当組合は、それより生じ た一切の損害を賠償します。 (料金の払戻し等) <u>第三十四条</u> 当組合は、天災その他やむを得ない事由又は当組合の責任に よる事由によって、信書便物に滅失、著しい<u>き損</u>又は遅延（<u>第十五条</u>第 二項又は第三項の場合に限る。）が生じたときは、差出人に持参して支 払う方法その他の方法により料金を払い戻します。この場合において、

変 更 案	現 行
当組合が料金を収受していないときは、これを請求しません。 (除斥期間) 第三十七条 当組合の責任は、<u>信書便物の配達</u>がされた日（信書便物が滅失した場合には、<u>配達予定日又は配達予定日時の属する日</u>）から起算して一年以内に裁判上の請求がされないときは、<u>消滅</u>します。 2 前項の期間は、<u>信書便物の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により延長することができます。</u> <u>(削除)</u> (一般信書便事業者との協定等の際の責任) 第三十八条 当組合が<u>一般信書便事業者又は他の特定信書便事業者</u>と協定又は契約を締結して信書便物を送達する場合においても、送達上の責任は、この約款により当組合が負います。 (差出人の賠償責任) 第三十九条 差出人は、信書便物の欠陥又は性質により当組合に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、差出人が<u>その欠陥若しくは性質を知らないことにつき過失がないとき</u>、又は当組合がこれを知っていたときは、この限りではありません。 <u>附則</u>	当組合が料金を収受していないときは、これを請求しません。 (時効) 第三十五条 当組合の責任は、<u>受取人が信書便物を受け取った日から一年を経過したときは、時効によって消滅</u>します。 2 前項の期間は、<u>信書便物が滅失した場合においては、第十五条に規定する配達を行う日時の属する日からこれを起算</u>します。 3 <u>前二項の規定は、当組合がその損害を知っていた場合には、適用しません。</u> (他の一般信書便事業者との協定等の際の責任) 第三十六条 当組合が<u>他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者</u>と協定又は契約を締結して信書便物を送達する場合においても、送達上の責任は、この約款により当組合が負います。 (差出人の賠償責任) 第三十七条 差出人は、信書便物の欠陥又は性質により当組合に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、差出人が<u>過失なくしてその欠陥若しくは性質を知らなかったとき</u>、又は当組合がこれを知っていたときは、この限りではありません。

変 更 案	現 行
<u>この改正規定は、令和六年十一月二十六日から実施します。</u>	